

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可事案の処理方針」（平成15年2月28日九州運輸局公示第81号）
及び一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針（平成15年2月28日九州運輸局公示第82号）の細部取扱について

九州運輸局

平成15年 3月18日

改正 平成20年 4月 1日

改正 平成25年 3月18日

改正 平成25年11月20日

改正 平成27年 3月27日

改正 令和元年10月17日

【一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可事案の処理方針】

1. 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送及び貨物自動車利用運送をするものを除く。）の許可

(1) 営業所

①について

都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）については、当然法令に抵触しない旨の宣誓書（別添様式例1）の添付を求めるとし、その他関係書類については、添付又は提示を求めないこととする。

②について

おおむね10㎡以上の広さを有することを適切なものとし、9㎡以下のものについては、机、椅子、電話等の備品を有し、運行管理等の業務が適切に遂行されているか否かを書類（平面図等）により確認することとする。

③について

自己所有の場合は登記簿謄本等、借入の場合は概ね契約期間が2年以上の賃貸借契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。

ただし、賃貸借の契約期間が2年に満たない場合、契約期間満了時に自動的に更新される場合に限り使用権原を有するものとみなす。

その他の書類（借入の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明等）については、添付又は提示を求めないこととする。

自己所有であって未登記の場合は、売買契約書、建築確認書、課税証明書等をもって登記簿謄本に代えるものとする。また、借入であって賃貸借契約書がない場合は、使用承諾書、賃料の支払い領収書をもって賃貸借契約書に代えるものとするが、当該物件を継続的に使用することが確実なものであることとする。

④について

営業所に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもつ

て、営業所として適切なものであることを確認することとする。

申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めることとする。

(2) 最低車両台数

①について

共同使用に係る事業用自動車については、当該営業所を使用の本拠とするもの以外は算入しないものとする。

②について

けん引車、被けん引車の保有比率については、最低車両台数基準を上回る部分は制限しないものとする。

(3) 事業用自動車

②について

リース車両については、契約期間は概ね1年以上とし、当該契約に係る契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。

リース車両については、当該リース車両の借受人たる貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法に規定されている使用者に該当するものであり、同法第47条の点検及び整備を行うこととする。

(4) 車庫

②について

(1) 営業所①に同じ。

③について

前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

国道の場合は、幅員証明書の添付は要しないこととする。

④について

共同使用に係る事業用自動車については、使用の本拠たる営業所において車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所においても車庫が確保されているものとして扱うものとする。

⑤について

(1) 営業所③に同じ。

⑥について

事業用自動車を適切に收容することができることが確認できる写真の添付をもって、他の用途に使用される部分と明確に区画されていることを確認することとする。

申請時において車庫として整備が完了していない等特段の事情がある場合は、事後的に、事業用自動車を適切に收容することができることが確認できる写真の提出を求めることとする。

(5) 休憩・睡眠施設

①について

併設できない場合は営業所又は車庫から直線で2kmの範囲内であることとする。

②について

乗務員が有効に利用することができる適切な施設とは、電気、ガス、水道及び椅子等の備品を有するものとする。

ただし、利用実態によっては、これら全ての確保に拘束されないものとする。

また、休憩施設に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、乗務員が有効に利用することができる施設であることとする。

申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めることとする。

③について

(1) 営業所③に同じ。

④について

(1) 営業所①に同じ。

(6) 運行管理体制

運行管理の体制を記載した書類は別添様式例3とする。

(7) 点検及び整備管理体制

点検及び整備管理の体制を記載した書類は別添様式例3とする。

①について

グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

(8) 資金計画

①について

資金計画については、別添様式例2とする。

②について

預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の（提示又は）写しの提出をもって確認するものとする。

自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。

預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。

その他貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第3条第6号から第8号に規定する添付書類を基本とし審査すること。

(9) 法令遵守

③について

ア 申請日前6ヶ月（悪質な違反については1年）の起算日は、その処分期間終了後とする。

イ 業務を執行する役員（いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。）には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼすものを含むこととする。

ウ 悪質な違反とは次のとおりとする。

a 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。

b 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。

c 事業の停止処分の場合。

④について

新規許可事業者に対する許可書交付時等の指導講習は、新規許可事業者自らの安全輸送に対する意識を高めるため、各地方運輸局等は、指導講習会実施要領を定め、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）の参画を求め実施するものとする。

なお、指導講習の未受講者については、監査方針により厳正に対処するものとする。

・運輸開始の届出後、1ヶ月以降3ヶ月以内に地方実施機関の適正化事業指導員による巡回指導が実施できるよう運輸支局等と地方実施機関とは密接に連携をとること。

・なお、地方実施機関の適正化事業指導員の巡回指導は、営業所、車庫、車両等の現況確認とともに、関係法令の遵守状況を中心に行うものである。

(10) 損害賠償能力

①について

任意保険等への加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車が100両以下の貨物自動車運送事業者とする。

加入すべき任意保険等は、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者1名につき保険金の限度額は無制限とし、財産の損害賠償に係るものについては一事故につき保険金の限度額が200万円以上であるものとする。

②について

危険物の輸送のほか必要に応じ、貨物の運送に生じた損害に対する賠償について必要な金額を担保することができる保険契約に加入する計画があること。

(11) 許可に付す条件

①について

霊きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業については、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性にかんがみ、車両数についての特例を設けることとし、貨物自動車運送事

業法第59条第1項の規定に基づき、「〇〇運送に限る。」（貨物自動車利用運送を行う場合にあっては「〇〇運送に限る（貨物自動車利用運送を除く）。」）、「発地及び着地のいずれもが〇〇県（市、町等）の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」等の業務の範囲を限定する旨の条件を付することとする。

2. 特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

(1) 荷扱所

①について

1. (1) 営業所③に同じ

②について

1. (1) 営業所①に同じ

③について

1. (1) 営業所②に同じ

(2) 積卸施設

②について

1. (1) 営業所③に同じ

③について

1. (1) 営業所①に同じ

(3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口

複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所の自動車の出入口については、「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める制令」（昭和34年政令320号）第4条及び第6条第1項の基準に準じて審査することとする。

(4) 運行系統及び運行回数

取扱い貨物の推定数量及びその算出基礎は別添様式例4とする。

3. 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

(2) 保管体制

保管施設の所在地、面積、構造及び付属設備について記載すること。

4. 特定貨物自動車運送事業の許可

(1) 運送需要者

①について

荷主の輸送量とは、自家輸送によるものを除いたもので、当該荷主が取扱っている全ての輸送品目であることとする。

【一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針】

1. 事業計画変更の認可及び届出

(5) 法令遵守

①について

事業規模の拡大となる申請は、新たに特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、事業用自動車の増車（「貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針」（平成15年2月28日付け九運公福第28号）1. (3)③に掲げるものに限る。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請をいう。

ホにより確認を行う報告・届出義務違反は、報告・届出義務の種類ごとに、直近に当該報告・届出の期限が到来しているものを対象とする。

2. その他

施行規則第44条の規定に基づく運輸開始前の確認についての報告は、別添様式例5とし、運輸開始届出書については、別添様式例6とする。

附 則

この取扱は、平成15年4月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請及び届出について適用する。

附 則

この取扱は、平成16年9月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請及び届出について適用する。

附 則

この取扱は、平成20年7月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請及び届出について適用する。

附 則

この取扱は、平成25年5月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請及び届出について適用する。

附 則

この取扱は、平成25年12月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請及び届出について適用する。

附 則

この取扱は、平成27年6月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請及び届出について適用する。

附 則

この取扱は、令和 年 月 日以降、当局管内運輸支局において受理する申請及び届出について適用する。

運輸局長
殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印

事業開始に要する資金及び調達方法

1. 事業開始に要する資金

項	目	金額	明	細	
人	件	費			
	役員報酬		月額	円×6ヶ月分	
	給	与			
		運転手		人×月額	円×6ヶ月分
		運行管理者		人×月額	円×6ヶ月分
		整備管理者		人×月額	円×6ヶ月分
		事務員		人×月額	円×6ヶ月分
		その他		人×月額	円×6ヶ月分
	手	当			
		運転手		人×月額	円×6ヶ月分
		運行管理者		人×月額	円×6ヶ月分
		整備管理者		人×月額	円×6ヶ月分
		事務員		人×月額	円×6ヶ月分
		その他		人×月額	円×6ヶ月分
	賞	与		給与月額×1回給与の	ヶ月分×支給回数
				×1/2	回
	法	定福利費			
		健康保険料		$(\text{役員報酬} + \text{給与} + \text{手当}) \times \text{事業主負担率} \div 1000$ $+ \text{賞与} \times \text{事業主負担率} \div 1000$	
		厚生年金保険料		$(\text{役員報酬} + \text{給与} + \text{手当}) \times \text{事業主負担率} \div 1000$ $+ \text{賞与} \times \text{事業主負担率} \div 1000$	
		雇用保険料		$(\text{給与} + \text{手当} + \text{賞与}) \times \text{事業主負担率} \div 1000$	
労災保険料			$(\text{給与} + \text{手当} + \text{賞与}) \times \text{事業主負担率} \div 1000$		
厚生福利費			給与、手当、賞与の2%を見込む		
燃	料	費	月間総走行キロ	km ÷ 2 当たり走行キロ	
			・当たり単価	円 × 6ヶ月分	
油	脂	費	燃料費3%を見込む		
修	繕	費			
	外注修繕費		1両月額	円×6ヶ月分× 両	
	自家修繕費・部品費		1両月額	円×6ヶ月分× 両	
	タイヤチューブ費		月間	本使用×	
			1本	円×6ヶ月分	
車	両	費			
	購入	費	分割の場合頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格		
	リース	料	リース料の1年分		

施設購入・使用料	土地、建物の購入費（分割の場合頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格）又は賃借料の1年分
什器・備品費	取得価格
施設賦課税	別掲（自動車税及び自動車重量税の1年分、環境性能割）
保険料	別掲（自賠責保険、任意保険の1年分）
登録免許税	全額
その他	旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、 図書・印刷費、広告宣伝費等の2ヶ月分
合計	事業開始に要する資金の合計
自己資金額	2. による自己資金の合計

別掲の内訳

事業用自動車の施設賦課税・保険料							
車両積載量	車両総重量	取得価格	自動車税	重量税	環境性能割	自賠責保険	任意保険

2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証

項目	申請事業充当額
預貯金額	
その他流動資産 (内現金額)	()
その他	
調達資金合計(自己資金額)	

- 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員：_____人 ・ 確保予定人員：_____人

- 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画（労使協定の締結予定の有無 有・ 無）

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当りの 拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月当りの 乗務日数	運転時間			休息期間
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	勤務と勤務の間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。
 ※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎

稼働日数	月間	日・年間	日
輸送品目			
年間輸送トン数			
輸送区間			
一回	走行キロ		
	実車キロ		
	空車キロ		
車両の積載量			
車体の形状			
一両当たり	一日の運行回数		
	一日の輸送トン数		
	年間の走行キロ		
車両数			
年間の走行キロ			
総輸送トン数			
総走行キロ			

運 輸 支 局 長
殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について

令和年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、事業用自動車等連絡書提出の準備が調いましたので報告いたします。

1. 運行管理者・整備管理者の選任届について

- 運行管理者 令和 年 月 日提出済。
 整備管理者 令和 年 月 日提出済。

	氏 名	氏 名
運行管理者		
整備管理者		

- 最低車両数の規定を受けない事業者。（霊柩・一般廃棄物・島しょ）
 ※ 該当するものに○印を付ける。

2. 運転者の雇用について

以下のとおり運転者を雇用しました。

	運 転 者 氏 名		運 転 者 氏 名		運 転 者 氏 名
1		6		1 1	
2		7		1 2	
3		8		1 3	
4		9		1 4	
5		1 0		1 5	

3. 社会保険等について

以下のとおり、加入義務者全員が加入しました。

	加入年月日	加入人員	左の加入人員のうち運転者数
労働災害保険	令和 年 月 日	—	—
雇用保険	令和 年 月 日		
健康保険・厚生年金保険	令和 年 月 日		

加入義務なし（ 名）

加入義務がない理由

4. 事業用自動車等連絡書の提出について

車両一覧表

	登録番号又は車台番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備 考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

※車両一覧表について

- ・計画車両の全てを記入して下さい。
- ・連絡書は、一括して提出することを原則としますが、複数回に分けて提出を行う場合は、備考欄に連絡書の提出予定時期を記入して下さい。

添付書類

- ・運行管理者・整備管理者選任届（写）
- ・選任運転者の運転免許証（写）（ただし、許可申請時に運転免許証の写を提出していて、その内容に変更がない者については不要です。）
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がかかるもの。
- ・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、許可申請時に提出していて、変更がない場合については不要です。）

運輸局長
殿

住 所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

令和 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、令和 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登録番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備 考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況

対人賠償額無制限の保険に加入しました。

社会保険等加入状況

労働保険（労災、雇用）、社会保険（健康保険、厚生年金）とも加入済み

添付書類

- ・法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等にあつては登記事項証明書
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。（※上記の社会保険等加入状況欄にチェックがあり、既に加した員数がわかる書類を提出済みの場合は、添付書類の提出は不要です。）
- ・一般自動車損害保険（任意保険）の保険証の写等保険内容の確認できる書面
- ・自動車検査証（車検証）の写
- ・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、許可申請時に提出していて、変更がない場合については不要です。）